3　改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○法務省令第十四号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

法務大臣　山下　貴司

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第十三条**　［略］ 2　支援センターは、前項に規定する報告書を評価委員会に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 （財務諸表） **第十九条**　法第四十四条第一項に規定する法務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第二十条**　［略］ 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　支援センターの目的及び業務内容 ［号の細分を削る。］	（業務実績等報告書） **第十三条**　［同上］ 2　支援センターは、前項に規定する報告書を法務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 （財務諸表） **第十九条**　法第四十四条第一項に規定する法務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第二十条**　［同上］ 2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　支援センターに関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の支援センターの概要 ［号の細分を削る。］ ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ［号の細分を削る。］ ハ　資本金の額及び政府等の出資額（前事業年度末のそれぞれの増減を含む。） ［号の細分を削る。］ ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ［号の細分を削る。］ ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに支援センターへの出向者の数 ［号の細分を削る。］ 二　国の政策における支援センターの位置付け及び役割 ［号の細分を削る。］ 三　中期目標の概要 ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ 四　支援センターの長の理念並びに運営上の方針及び戦略 ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ 五　中期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財政状態及び運営状況の支援センターの長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　支援センターに関する基礎的な情報 ［項を削る。］
	イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 ［号を加える。］ ［号を加える。］
	三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ［号を加える。］ ロ　重要な施設等の整備等の状況 ［号を加える。］ ハ　予算及び決算の概要 ［号を加える。］ ニ　経費の削減及び効率化に関する目標 ［号を加える。］ 四　事業に関する説明 ［号を加える。］
	3　事業報告書には、準用通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（支援センターを構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。